

福祉生活病院常任委員会資料

(令和5年5月19日)

〔件 名〕

- (仮称)新北条砂丘風力発電事業に係る鳥取県環境影響評価審査会の開催結果について
(環境立県推進課)・・・2
- 鳥取環境イニシアティブ県民会議の開催について
(環境立県推進課)・・・4
- G7 広島サミット国際メディアセンター(IMC)におけるサステナブルファッションの広報展示について
(脱炭素社会推進課)・・・5
- 東郷湖羽合臨海公園パークビジョン(案)について
(緑豊かな自然課)・・・6
- ユネスコ世界ジオパーク・カウンスルに係る審査結果について
(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)・・・8
- 西部犬猫センターの整備運營業務に係る基本協定締結等について
(くらしの安心推進課)・・・11
- 鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の改正に係るパブリックコメントの実施結果について
(住まいまちづくり課)・・・12
- 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(緑豊かな自然課)・・・14

生活環境部

(仮称)新北条砂丘風力発電事業に係る鳥取県環境影響評価審査会の開催結果について

令和5年5月19日
環境立県推進課

JR 東日本エネルギー開発株式会社が計画する風力発電事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の審査のため、鳥取県環境影響評価審査会を開催したので、その概要を報告する。

1 事業の概要

(1) 事業者： JR 東日本エネルギー開発株式会社

(2) 事業の概要

(仮称)新北条砂丘風力発電事業

⇒北栄町営の風車の直近北側の海岸線で、4000kW～6000kW 級の風車5～7基（出力合計最大：29,400kW）の設置を計画

※建設計画エリアは次ページ参照

2 審査会の概要（方法書段階1回目）

日時：令和5年4月24日 午前10時から正午まで（午後現地視察）

場所：鳥取市末広温泉町 白兔会館

内容：対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等について事業者から説明が行われた。

<主な意見>

○既存風車の影響を考慮して騒音の評価をするべき。また調査・評価は年間を通して行うこと。

○予測・評価で用いるデータは実測するなど信頼性の高いデータとすること。

○バードストライクの影響を夜間も含め、詳細に調査すること。

○景観については、建設に伴う周辺への影響も含め、詳細に検討すること。また夜間の景観についても検討すること。

3 手続きの経過

令和4年9月22日 事業者が経産省に環境影響評価手続きの実施について報告

令和5年3月30日 事業者が経産省に方法書を提出

3月31日～5月1日 方法書の縦覧、一般からの意見聴取（意見聴取は5月15日まで）

4月14日～16日 住民説明会（北栄町大栄、北栄町北条、湯梨浜町、琴浦町、倉吉市：計5回）

4月24日 第1回鳥取県環境影響評価審査会

（今後の予定）

6月上旬 第2回鳥取県環境影響評価審査会

（以降も複数回の審査会を開催し、厳正に審査）

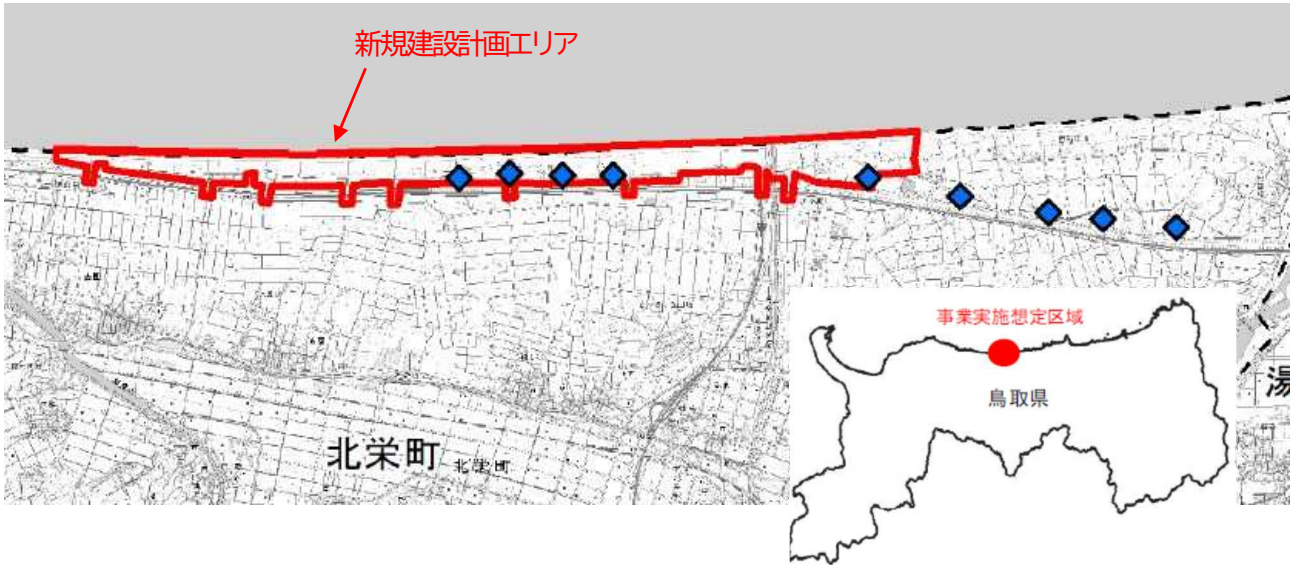
8月下旬頃 知事意見の提出

(参考) 環境影響評価手続きについて

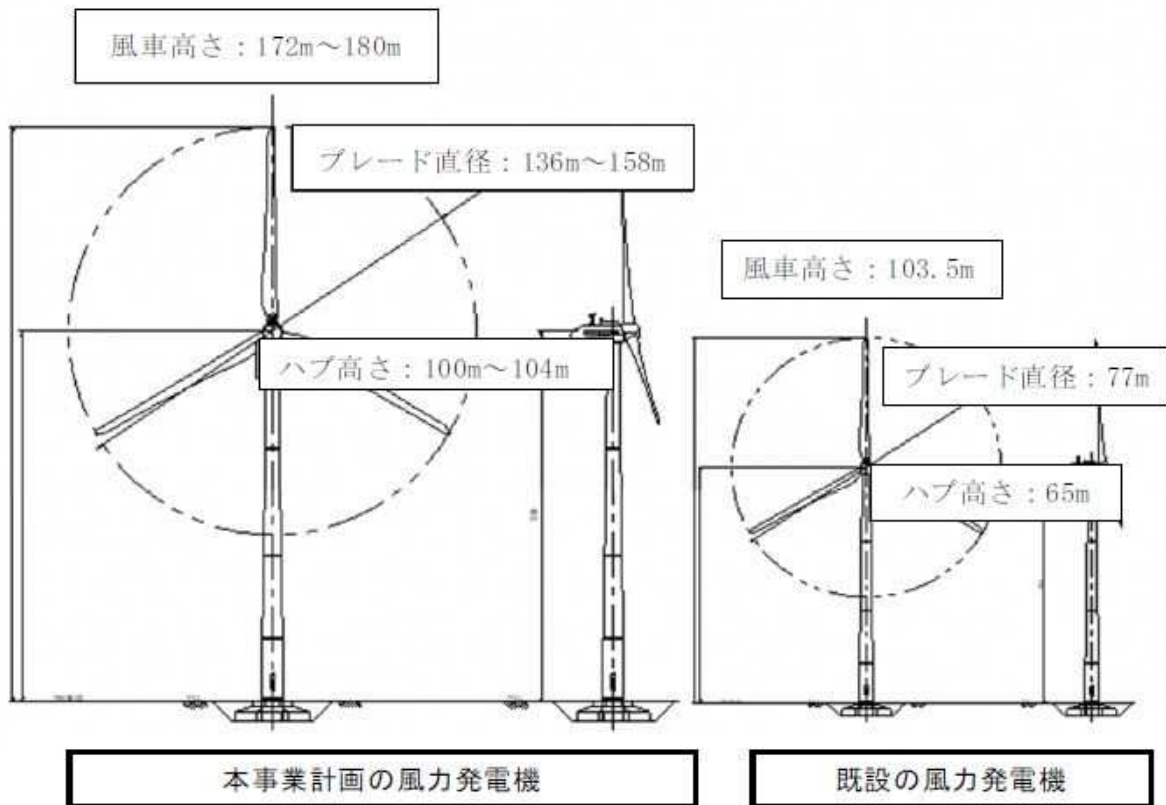
状況	呼称	文書の記載内容
の調査 検討 手法	配慮書 (1段階)	事業の位置・規模等の検討段階に、環境保全のために配慮すべき事項を検討し、その結果を記載した文書
	方法書 (2段階)	事業に伴う環境影響の調査・予測・評価の方法等を示した文書
現地調査・予測・評価		
調査結果を踏 まえた事業計 画の精査	準備書 (3段階)	方法書に基づき実施した調査・予測・評価の結果及び環境保全措置・事後調査の検討結果等を示した文書
	評価書 (4段階)	準備書に対する知事意見等を踏まえ、必要に応じて準備書にさらに検討を加え、内容を修正した文書 ※ 法対象事業の場合は知事意見を述べる手続はない。
(電気事業法等の許認可・事業着手)		

<事業実施想定区域> (赤四角の場所のいずれかに設置予定)

◆が既存風車



<設置予定風力発電機の外観>



とっとり環境イニシアティブ県民会議の開催結果について

令和5年5月19日
環境立県推進課

本県における温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの使用割合を一層高めていくため、県内の企業・団体・教育機関など様々な立場の方から意見を聴く「とっとり環境イニシアティブ県民会議」を開催したので、その概要を報告する。

記

- 1 日 時 令和5年5月12日（金） 午後2時30分から3時30分まで
- 2 実施方法 オンライン形式
- 3 出席者 経済団体、エネルギー事業者、教育機関、金融機関、環境団体等 16団体（県含む）
- 4 概 要

○本県の環境イニシアティブの取組を一層推進していくためのキックオフとして、現在の取組状況及び今後の方向性について説明し、出席者から様々な意見をいただいた。

[県の取組の方向性]

- ・2026年度末までに再生可能エネルギー割合50%の実現
- ・とっとり健康省エネ住宅推進に向けた支援拡充・普及啓発
- ・皆伐再造林150haの実現
- ・自然共生サイト認定に向けた支援
- ・プラスチックごみの排出抑制や再資源化の推進
- ・持続可能な環境保全活動の推進
- ・自然をフィールドとする環境教育の推進

[出席者からの意見（主なもの）]

〈商工団体〉

- ・太陽光発電、健康省エネ住宅などは、一般の方も協力できる取組だと思う。

〈企業〉

- ・脱炭素に関するコンサルティングやファイナンスを通して顧客の取組支援を行っていく。
- ・顧客の環境に対する配慮・取組をバックアップし、持続可能な社会の実現に貢献していきたい。

〈教育〉

- ・鳥取スタイルPPAの取組として、大学の建物施設が実証の場になればと考えている。

〈環境団体〉

- ・鳥取県の素晴らしい自然資産を活用いただいて、次世代につながるような活動支援をお願いしたい。

○また、県民会議全体として環境イニシアティブを推進するため取り組む目標を提案し、出席者の合意を得た。

〈県民会議として取り組む目標〉

- ・家庭や会社等でエネルギー消費を抑えながら、快適・健康的に温暖化を防止する
- ・リサイクル、リユースの取組を進め、ごみの削減を進める
- ・環境配慮型製品を購入し、環境負荷を削減する
- ・環境保全活動に積極的に参加し、鳥取の豊かな自然・環境を次世代に残す
- ・環境教育に積極的に取り組み、環境に関わる人材を育成する

5 今後の予定

引き続き、幅広い分野の団体等から意見をいただきながら、脱炭素社会推進部会、循環型社会推進部会、生物多様性保全部会の各部会で議論して、重点取組や目標の見直しについて検討を行い、今後の施策拡充や各種計画への反映を進めていく。

政府が開催するG7広島サミット国際メディアセンター(IMC)広報展示において、環境省の推薦により、本県が県内企業等と連携して行うサステナブルファッション(不要になったものを新しく製品化したり、エコ素材を使う取組)を展示するので、その概要を報告する。

1 本県が展示するサステナブルファッションの概要

- 自動車リサイクル事業を行う(有)西川商会(鳥取市)と八頭町出身で海外でも活躍してきたファッションデザイナー川西遼平氏が共働し、これまで有効活用が難しく、廃棄されていた「使用済みエアバッグ」の新たな活用方法として、各種洋服を制作した。また、縫製(ビッググロウス(株)(鳥取市))から販売((株)びんごや(鳥取市))まで県内企業で行っており、東京などの有名な洋服店でも販売している。
- 持続可能性をテーマに、廃棄物等にデザインやアイデアといった新たな付加価値を持たせることで、別の新しい製品に生まれ変わらせるアップサイクルプロジェクトとして世界へ発表した。これまでに、NHKワールド、フランス、ドイツ国営放送のほか、各種ファッションメディアでも取り上げられており、注目度が非常に高い。

2 G7広島サミット国際メディアセンター(IMC)広報展示の概要

- 期間 : 令和5年5月18日~22日(広島サミットの開催期間は5月19日~21日)
- 会場 : 広島サミット IMC(国際メディアセンター) 広島県立総合体育館(広島市中区基町)
- 内容 : 平和、持続可能性、次世代をテーマに国内の先進的取組、伝統工芸、食文化などを展示
 - ※ 環境省の推薦団体
 - 自治体 : 鳥取県、横浜市、川崎市、北九州市、那須塩原市、宇都宮市、真庭市の1県6市
 - 民間企業 : トヨタ自動車(株)、全日本空輸(株)、日本コカ・コーラ(株)、サントリーHD(株)など計44社
- 対象者 : 国内外の報道機関とサミットに参加する政府関係者 約3,000名の来場を想定

《G7IMCでの展示の状況》



▲廃棄エアバッグから新たな洋服が生まれる様子を表現した展示。

《川西遼平氏プロフィール》

1987年生まれ、鳥取県八頭町出身の男性。ロンドンのセントマーチンズ美術大学に見事合格し、英国留学する。2011年に学士号を取得したのち、渡米してニューヨークの世界的な服飾系専門学校のパーソンズ・スクール・オブ・デザインに進み、2015年に同校の修士号を取得。2016年頃にランドロード・ニューヨークというブランドを立ち上げるとすぐにアメリカ国内での注目度が上昇。2019年秋頃から日本においても認知度が急上昇。

《有限会社西川商会の概要》

鳥取市湖山町の昭和48年創業の自動車リサイクル事業者。中古車の輸出事業、廃車を解体して取り出した中古部品の販売事業、廃車の金属素材(鉄・銅・アルミ・レアメタル)のリサイクル事業を行っている。"地球環境の保全"を企業の責務として、「自然との調和」を基本理念に、「使用済み自動車の資源リサイクル化」に取り組み、環境負荷の少ない循環型社会づくりを目指している。

東郷湖羽合臨海公園パークビジョン（案）について

令和5年5月19日
緑豊かな自然課

東郷湖羽合臨海公園をとりまく社会情勢等を踏まえ、広域公園として目指す今後の方向性等について、地元関係者等との検討会を重ね、今後10年程度を見据えた管理運営のビジョン案を策定したので、その概要を報告する。また、当該ビジョン案について広く県民の意見を求めるパブリックコメント及び県政参画電子アンケートを実施したので、その結果を報告する。

1 パークビジョン策定の目的

少子高齢化や人口減少の進展、公園利用のニーズの変化、施設の老朽化など、公園を取り巻く環境が変化している中で、公園のポテンシャルを最大限に引き出し、利用の促進と持続可能な運営を図っていくことが必要となっている。

これを踏まえ、中長期的な視点で豊かな自然環境を有する県民共有の財産として、広域公園を守り、育てていくことを改めて認識した将来ビジョンの策定が必要と考え、湖・山・海浜などの風光明媚な豊かな自然を活かして、今後10年程度を見据えた目指すべき姿やそれに向けた取組方針を定める。

2 パークビジョン（案）の概要

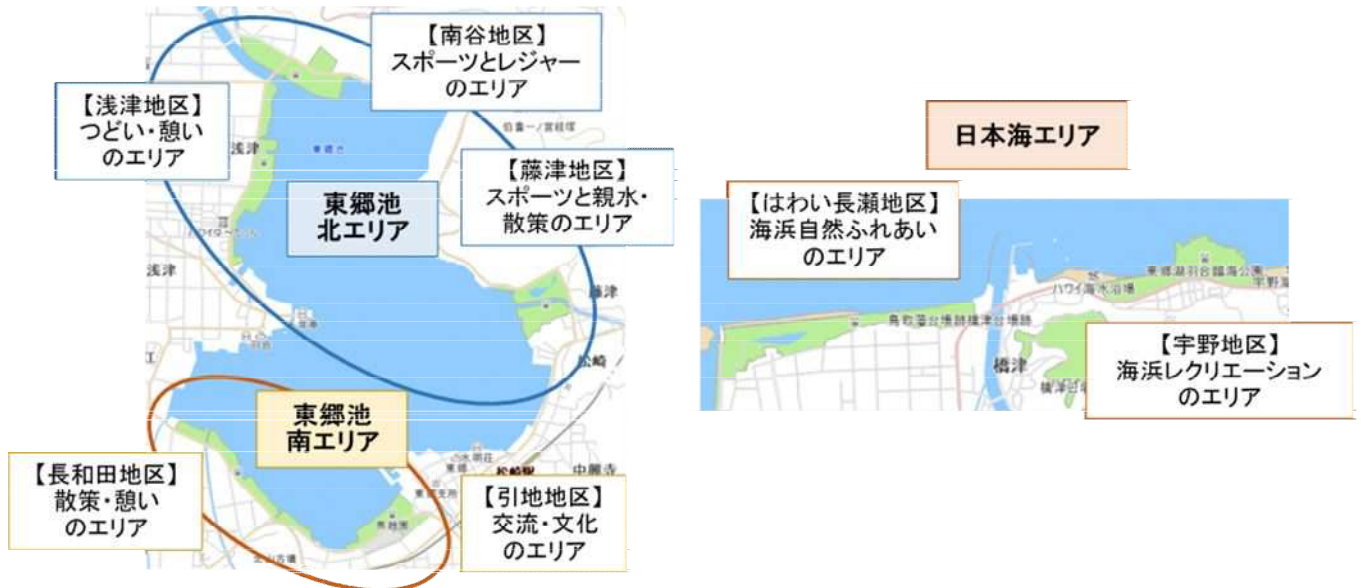
(1) 公園の目指す姿

公園全体でウォーキングやサイクルツーリズムを通じた健康増進や観光誘客を図り、各エリアの特色を活かした

『東郷池・日本海の豊かな自然と雄大な景観に恵まれた憩い・遊び・巡りたくなる公園』

(2) 各エリアの特色

- ① 東郷池北エリア（藤津、南谷、浅津）：陸水上スポーツ・アクティビティ・健康づくりの拠点
・運動施設や広場などを活かしたスポーツ・レクリエーション、カヌーやサップなどが楽しめるエリア
・インクルーシブ遊具を導入したキリン公園など、すべての子ども達がのびのびと遊ぶことができるエリア 等
- ② 東郷池南エリア（引地（燕趙園）、長和田）：東郷池を眺めながらの交流・憩いの空間
・人が行きかう交流の場、シバザクラなど季節の花が楽しめ、東郷池の眺望を活かした散策と憩いのエリア
- ③ 日本海エリア（宇野、はわい長瀬）：アウトドアを楽しめるエリア
・キャンプ等の宿泊を伴う滞在型アウトドア、サイクリングや散策など自然とのふれあいを楽しむエリア



(3) 主な取組方針

- ① 利用の活性化・利便性向上
 - ・各エリアの特色を活かせる多様な主体による公園の管理（管理区分の変更）
※現行：引地地区とその他の地区の2区分での管理 → ビジョンに沿った3区分へ変更
 - ・日本海エリアキャンプ場に公募設置管理制度（Park-PFI※）の導入（北・南エリアの飲食施設等への導入についても次期指定管理期間中に検討）
 - ・催し等による公園の占用やそれに伴う仮設工作物の設置に係る許可権限を指定管理者へ委任し、公園利用の利便性を図るとともに、利用料を指定管理者の収入とし自主事業等の促進につなげる。
 - ・地域が公園管理に参画できる仕組みづくり
 - ・公園の魅力を発信できる人材の活用
 - ・東郷池の眺望を楽しみながらの散策や憩いの公園のデザイン（花や植栽による見所や木陰の創出）
 - ・各エリアの利活用の方向性に沿った施設の有効活用、機能転換等

※Park-PFI 制度（公募設置管理制度）（根拠法令：都市公園法）

都市公園内の飲食店や売店、キャンプ場等の公園施設を公募選定事業者に設置・管理させる制度。得られた収益を園路や広場等の整備に還元することを条件に、都市公園法上の特例措置が適用されることに加え、PFI法での枠組みと異なり、事業者のSPC（特別目的会社）設立が任意で、事業者が参入しやすく都市公園の活性化への寄与度が大きい。

- ・ 燕趙園 28 景の木造建築物の一部を修景化するなど維持管理・更新コストの抑制
 - ・ 燕趙園入園料無料化を試行実施し、園内売店や道の駅等での消費拡大、占用利用によるイベント誘致等により利用料収入の増加に繋げるなど効果検証を行い、その結果を踏まえて無料化を検討
- ② 持続可能性・安全性
- ・ 施設の適正な管理と利用実態を踏まえた更新・改修・機能転換による維持管理費の縮減
 - ・ 地盤沈下や浸水への対策

3 パブリックコメント等実施結果

(1) 実施期間

- ・ パブリックコメント：令和5年4月24日（月）から5月10日（水）まで（17日間）
- ・ 県政参画電子アンケート：令和5年5月2日（火）から5月10日（水）まで（9日間）

(2) 意見総数 422件（うち、パブリックコメント：26件 県政参画電子アンケート：396件）

(3) 主な意見と対応方針 <対応の区分>反映・盛込済：◎、その他：—

区分	意見の概要	対応方針	対応
全 体	アンケートで初めて知った施設も多く、SNS等も活用して公園の魅力の積極的なPRが必要である。	公園の認知度向上、活用に繋げるため、イベント等の活用例も含めSNS等の各種媒体、外部人材の活用による広報及びイベント等の誘致を行う。	◎
	豊かな自然を活かして、キャンプやオートキャンプ場、グランピングなどアウトドアを楽しめるエリアを充実してもらいたい。	日本海エリアキャンプ場等へのPark-PFIの導入や利用の少ない施設の機能転換等によりキャンプ場等の整備を検討していく。	◎
	ウォーキングやサイクリング専用コースの整備、ベンチ等の休憩設備、標識等の整備など魅力的なルートを目指すべき。	案内標識や休憩施設等を含むルートの整備を検討する。	◎
	子どもたちが五感を使い自然を通じて様々なことが体験でき、世代を超えて人々が繋がる場所として整備してほしい。生態系保全や環境保全、SDGsの観点にも考慮してほしい。	自然体験・学習の場の創出、新たなアクティビティの導入など体験型の環境教育メニューの開発等を行う。	◎
	地元自治会で一部の公園施設やその周辺の清掃等を行っており、地元と連携した公園の管理を行う。	自治会やボランティア団体等が公園管理に参画する仕組み(指定管理者からの委託、アダプトプログラム等)を導入する。	◎
	移動販売やマルシェ、イベントを開催してほしい。	催し等による公園の占用利用・仮設工作物の設置にかかる許可権限を指定管理者に委任することで、利用者の利便性向上を図り、公園の活用を促進する。	—
	災害時に人々の命を守るための防災機能を兼ね備えてほしい。	ソーラー照明の設置や蓄電システムの整備等、防災機能の拡充について検討する。	◎
北 エ リ ア	南谷リハビリスポーツ広場は利用率が低い。あじさい畑やひまわり畑にしてはどうか。使用されていないゲートボール場などを芝生化し、グラウンドゴルフができるようにしてはどうか。	利用頻度が低い施設又は利用されていない公園施設を多目的利用できる芝生広場等への機能転換を検討していく。	◎
	東郷池の浸水対策や、池側の腐食した柵の改修をしてほしい。	浸水後の排水効率が良く地盤沈下にも柔軟に対応できる形状への変更を検討していく。また、公園が安全に利用できるよう適正な管理・修繕を行う。	◎
南 エ リ ア	燕趙園の魅力発信のできる人材開発及び食提供など魅力開発が急務である。	外部人材の活用を含め公園の魅力発信を進める。また、飲食施設等へのPark-PFIの導入の検討や食に関するイベント等での公園の活用など、魅力向上を図る。	◎
	シバザクラとは時期が異なる花を植えてはどうか。	四季折々の花等の見どころの創出に加えて木陰などで居心地の良い空間を創出する。	◎
日 本 海 エ リ ア	オートキャンプ場やグランピング施設の誘致、バーベキュー設備やテラスデッキを設置してほしい。他のアクティビティとのパッケージ化ができるとよい。	社会的ニーズに応じたキャンプ場等とするため、さらなる民間活力の活用を進めるPark-PFIの導入を図る。	◎
	はわい長瀬地区の環境整備をし、サイクリングや散策など健康増進をする憩いの場としてほしい。	サイクリングや散策に快適な環境の整備を進める。	◎

4 今後のスケジュール（予定）

- ・ 5月下旬～6月上旬 第5回検討会開催
- ・ 6月議会 鳥取県都市公園条例改正案、次期指定管理者募集に係る予算案を提出
取組方針を加えたビジョン(案)を報告
- ・ 6月末 ビジョン策定

ユネスコ世界ジオパーク・カOUNシルに係る審査結果について

令和5年5月19日

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館

令和4年12月7日に開催されたユネスコ世界ジオパーク・カOUNシルに係る報告書がユネスコのホームページに公開され、審査結果の理由が判明したので報告する。

※ユネスコ世界ジオパーク・カOUNシル：地質学者等ジオパークに関する専門家で構成される、ユネスコ世界ジオパークの新規認定等についての実質的な審議を行う会議体。

1 審査結果の理由

- (1) 山陰海岸ジオパーク内での地質試料販売の中止
- (2) 運営組織の独立性を強化することを検討すること
- (3) パートナーシップ関係の改善
 - ア 山陰海岸国立公園などの主要パートナーと正式なパートナーシップ契約の締結
 - イ ユネスコ世界ジオパークロゴの適切な使用（ガイドライン作成）
 - ウ 地元製品をブランド化するための認証システムの開発
 - エ 拠点施設でのGGNやAPGNの認知性を高めるためのジオパークコーナーの設置、古い情報の更新
- (4) 学校やその他の関係者が関与するプロジェクトの活動レベルを高めるよう努めること

※GGN：世界ジオパークネットワーク、※APGN：アジア・太平洋ジオパークネットワーク

2 本県の対応について

山陰海岸ジオパーク推進協議会が設置した対策検討会議において、対応方針を協議し対策を講じるほか、古い情報の更新など順次対応を図る。

- (1) 運営組織の独立性強化
対策検討会議において、他のジオパークの検討内容を踏まえながら、組織の法人化について検討する。
- (2) 古い情報の更新等
県内ジオパーク内に設置している看板や自然館の展示物等を再点検の上、必要な情報の更新等を進める。
- (3) その他の指摘事項について
山陰海岸ジオパーク推進協議会構成自治体と連携し、対応を図る。

【参考】

1 報告書公表を受けてのコメント

(1) 山陰海岸ジオパーク推進協議会 関貫 久仁郎会長(豊岡市長)のコメント

この度、山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの再認定審査に関する報告書がユネスコのホームページに掲載されました。

私たちは、報告書の中で指摘された内容を真摯に受け止め、来年度に予定される審査に向けて、地域の皆さんや関係する自治体等と連携し、4年間の再認定を得られるよう努力してまいります。

(2) 京都府、兵庫県、鳥取県3府県知事共同コメント

この度、山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの再認定審査に関する報告書がユネスコのホームページに掲載されました。

昨年12月に、2年間の条件付き再認定の審査結果が示されて以降、山陰海岸ジオパーク推進協議会を構成する自治体で対策検討会議を設置し、想定される指摘事項の洗い出しや対策について検討を進めています。協議会を中心に、今後予定されています日本ジオパーク委員会による現地調査までに、ユネスコから指摘された内容の改善に向け、必要な対策を講じていきます。

今後、山陰海岸ジオパークの魅力をさらに高め、4年間の再認定に向け、圏域一丸となり全力を挙げて取り組んでまいります。

(3) 平井知事単独コメント

鳥取県内での問題はないものの運営組織改革など指摘された課題に対して、圏域自治体と検討を急ぎ、1年後に迫る再審査で完全再認定を勝ち取れるよう全力を挙げる。

2 ユネスコ世界ジオパーク・カOUNシル報告書抜粋

別紙のとおり

(別紙)

ユネスコ世界ジオパーク・カOUNシル報告書
(山陰海岸ジオパーク再認定審査関係抜粋)

21) 山陰海岸 (日本)

i 当該国と関係ある中田節也氏は退出し、議論に参加しなかった。

ii 評議会の要約:

評議会の審議は、ジオパーク内にある博物館による地質資源の販売に焦点が当てられた。評議会は、ジオパーク運営組織が地質資源の販売に関与しておらず、この博物館がジオパークのパートナーではないことを認識した。しかし、“玄武洞ミュージアム”はジオパークマップに記載されており、最も訪問者の多いジオサイトの1つのすぐ隣にあり、個人所有者によって経営されている。評議会のメンバーは、山陰海岸 UGGp が日本で最も古いジオパークの1つであり、地質資源の販売を思いとどませようとしていることは認識した。評議会メンバーは、ジオパークがその地域内にあるすべての組織と密接に協力し続け、日本ジオパーク委員会、日本ジオパークネットワーク、日本ユネスコ国内委員会と緊密に連携に協力してこの販売を止めることを奨励する。

評議会メンバーはイエローカードに投票した。

iii 山陰海岸 (日本) の再認定レポートのレビューに基づき、UGGpC は、次の指摘事項と共にイエローカードに評定することを決定した。

1 地質遺産のプロモーションと保全活動の改善

山陰海岸 UGGp 内にある“玄武洞ミュージアム”での地質資源の販売を中止させること。そのため、玄武洞ジオサイトの所有者である豊岡市やその他必要と思われる関係者及び組織と協力し、また日本ジオパーク委員会、日本ジオパークネットワーク、日本ユネスコ国内委員会、UGGp 評議会の支援を求めること。

玄武洞ジオサイトへの安全なアクセスを整備し、今後の域内でさらなる開発を行う際に、UGGp のさらなる視認性向上を目指すこと。

2 経営・業務の管理の改善

ジオパーク運営組織の中核となる事務局メンバー (ゼネラルマネージャー、ジオロジスト2名を含む3名の学術専門家) が、推進協議会と連携してジオパーク活動における関係者の結束と調整推進に確実に関与すること。

近隣のジオパークが行っている取り組みを参考にするなどして、UGGp の運営組織の独立性強化を検討すること。

3 パートナーシップ関係の改善

山陰海岸国立公園などの主要なステークホルダーと正式なパートナーシップ協定を締結し、緊密にパートナーシップ関係を強化すること。

ジオパークの運営組織に民間企業が積極的に関与していることを考慮し、ユネスコ世界ジオパークのロゴ適切使用についてのガイドラインを作成すること。山陰海岸 UGGp は、日本ジオパークネットワークおよび GGN から助言を受けることが望ましい。

ジオパークブランドの戦略に基づく地場産品ブランド化認証システムの開発の完成を目指すこと。

UGGp の中核施設において、GGN や APGN の認知度向上やジオパークのコンセプトの明確化を行い、また専用スペース「ジオパークコーナー」の設置を検討すること。これらが既に存在する場合は、古い情報を更新することが重要である。

4 ネットワーキング

国際的なジオパークのネットワーク活動への積極的な関与を継続するだけでなく、UGGp 内のコミュニティに存在する学校やその他のステークホルダーが関与するプロジェクトの活動を増やすよう努めること。

7名がイエローカード、1名がグリーンカードに投票し、1名が投票を棄権した。従ってイエローカードに決定した。

西部犬猫センター整備運営業務に係る基本協定書の締結について

令和5年5月19日
くらしの安心推進課

西部犬猫センター整備運営業務について、落札した共同事業体と設計、建設及び運営の業務に関する基本協定書を4月17日に締結し、整備に着手したので、概要を報告する。

1 事業概要

(1) 経緯

西部総合事務所の新棟整備(令和5年度)に伴い、米子保健所にある犬管理所を移転し、動物愛護機能を付加して「鳥取県西部犬猫センター」として、皆生プレイパーク(米子市皆生温泉3丁目)内に整備する。

(2) 事業方式

官民連携による効果が発現するよう運営者等が設計段階から関わり、維持・管理を見据えた効率的な施設整備やコスト縮減が期待できるDBO方式で実施し、県事業では初の取組となる。

DBO方式：公共が資金調達し、民間事業者が設計(Design)、建設(Build)、運営(Operate)を一括して発注。

(3) 犬猫センターの主な業務

引取り・保護・捕獲した犬猫の飼養管理、動物愛護の普及啓発(譲渡会や研修会の開催等)

(4) 施設概要

敷地：1,684.37㎡、建物：木造平屋建(現犬管理所：約110㎡)

(5) 事業期間

期間：令和5年度～令和15年度(設計・建設(令和5年度)＋管理運営期間10年) [債務負担行為]

2 協定締結先

西部犬猫センター整備運営業務共同事業体

(構成員) 代表・運営事業者：(一社) アニマルパートナーあうん(米子市) 代表理事 森安 由美子
設計・工事監理事業者：(有) 羽子田設計事務所(米子市) 代表取締役 羽子田 靖彦
建設事業者：(株) 大協組(米子市) 代表取締役 小山 典久

<(一社) アニマルパートナーあうんの概要>

- ・米子市新開でペットに係る相談・生活環境アドバイス、トレーニング、ホテル・一時預かり、グッズ販売等の店舗「いぬねこ広場」を運営、代表者は「アミティエ」でボランティアを経験
- ・弓ヶ浜公園で複数の愛護団体と連携して動物愛護イベント「いぬねこプロジェクト」を開催(来場者2,000人)

2 共同事業体による事業提案の概要

建物：木造、延べ床面積：276.03㎡

収容・飼養	動物愛護・管理	付帯施設
・犬・猫飼養室(成犬6頭、成猫20頭) ・隔離室、処置室、シャワー室	・研修室、管理事務室 ・トイレ、休憩室、倉庫	・駐車場、屋外休憩スペース ・自主事業棟

落札額：253,400,000円(設計・建設等：133,400,000円 管理運営：120,000,000円)

<事業提案の特長>

- ・動物福祉を最優先、動物は家族の一員。センターが仲介役を務め、適切な飼い主との出会いを促進する。
- ・犬飼養室と猫飼養室を空間的に分離し、犬飼養室から直接ドッグランに出られるなど感染防止、ストレス軽減に配慮。
- ・別棟を併設し、ペットの生活相談や介護用品等の販売等の自主事業による犬猫の終生飼養をサポートする。
- ・犬猫には知育玩具を使用して社会化トレーニングを、飼い主には飼養環境等のレベル、犬猫の問題行動に応じて飼い方・しつけ方講習等を提供する。

4 基本協定書の概要

設計・建設・運営の各業務は、共同事業体の構成員と個別に契約を締結することとしており、基本協定書では、県と共同事業体双方の義務や準備行為など、必要な事項を定めている。

5 今後のスケジュール

令和5年5月 設計及び運営(令和5年度は現行の犬管理所での休日の飼養)に係る委託契約を締結

7月 整備概要・外観イメージを公表、施設の愛称を公募

9月 建設工事に係る請負契約締結、工事着工

令和6年4月 運用開始

【参考】西部犬猫センター整備運営業務企画提案書評価委員会の概要

(1) 審査委員

氏名	所属等	区分
高島 一昭	(公財) 動物臨床医学研究所 所長	獣医師(動物愛護)
矢島 佳絵子	やじまアニマルクリニック 院長	獣医師(動物の生態、飼養等)
荒木 菜見子	国立米子工業高等専門学校建築デザイン部門 助教	建築に関する有識者
柳 年哉	公立鳥取環境大学経営学部 教授	公認会計士
遠藤 淳	鳥取県生活環境部くらしの安心局 局長	担当部局

(2) 審査結果(令和5年3月15日)

応札者：2者(応札者①：293.8点(落札者)、応札者②：281.2点)

令和5年5月19日
住まいまちづくり課

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（以下「条例」）の改正に当たり、広く県民の意見を求めるため、パブリックコメント及び県政参画電子アンケートを実施したので、結果を報告する。

1 条例改正案の概要

(1) 改正の背景

宅地造成等規制法の一部が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」）として一定規模以上の盛土等が全国一律の基準で規制されることとなったことに伴い、盛土規制を法による規制に一元化することとし、現行条例の規制水準を維持するよう条例を改正する。

(2) 法の概要（施行日 令和5年5月26日）

- 知事は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域に指定し、規制区域内で行う盛土等を知事の許可対象とし、宅地造成等による盛土のほか、残土処分場、一時的な堆積も規制する。

[規制区域]

宅地造成等工事規制区域	市街地や集落その周辺など人家等が存在するエリア（森林や農地も含む）
特定盛土等規制区域	市街地や集落等から離れているが、人家等に危害を及ぼしうるエリア

- 許可基準に沿って安全対策が行われているか確認するため、施工状況に定期報告、施工中の中間検査、工事完了時の完了検査を義務付ける。
- 法では、条例により許可対象とする工事規模等の引下げなど、規制を強化することができる。
- 無許可行為や命令違反等に対しては、罰則として3年以下の懲役、1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金を科すことができる。

(3) 改正案の概要

ア) 法による規制へ一元化

- 県内全域を法に基づく規制区域に指定し、法による規制が県内全域に適用できるようにすることで、盛土の規制は法による規制に一元化する。
※本県では、令和5年12月までに県内全域を規制区域に指定する予定としている。
- 法による規制がない「斜面地の工作物設置」及び「建設発生土の搬出」については、引続き条例により規制することで斜面の安全確保を図る。

イ) 法による許可対象とする盛土規模の引下げ

- 法による盛土の規制への一元化に伴い現行条例の規制水準から後退しないよう、法に基づく許可、中間検査、定期報告の対象規模「3,000㎡超」を、条例で「2,000㎡超」まで引下げる。

ウ) 技術基準の強化及び定期報告の報告項目の追加

- 小段の技術基準及び定期報告の報告項目は、現行条例に定める基準及び報告項目と同水準となるよう追加する。

小段の幅	高さ5m毎に幅2m以上、高さ15mでは幅3m以上
報告項目	土砂を搬入した者の氏名、搬入した土量、搬出元の所在地

エ) 建設発生土搬出に係る許可要件の見直し

- 県内で残土を処分する場合の搬出先については条例の許可を受けた事業区域としていたが、採石法や砂利採取法の窪地埋立、開発許可を受けた宅地造成に残土を流用する場合も認めることとし、建設発生土のリサイクルを推進する。

オ) 施行期日

- 改正条例の施行期日は、公布の日とし、特定盛土に係る規定を削る改正は、公布の日から1年を超えない範囲において規則で定める日（県内全域を盛土規制法に基づく規制区域に指定した日）とする。

2 パブリックコメントの実施結果

- (1) 実施期間 令和5年4月6日(木)から4月24日(月)まで(15日間)
- (2) 意見総数 パブリックコメント0件
市町村・業界団体説明会(4月17日、4月19日)での意見20件
- (3) 主な意見等と対応方針
 - ・ 条例改正案に反対する意見はなかったが、法の適用時期や既存の盛土事業の規制に関する質問・確認があった。

【主な意見等】

主な意見・質問	回答内容
盛土規制法が施行となる5月26日時点では、法と条例のどちらが適用になるか。	条例を適用する。
法に基づく規制区域の指定の際に施工中の盛土の扱いはどのようになるのか。	規制区域の指定日から21日以内に法に基づく届出が必要となる。規制区域の指定日以降は、条例による盛土規制は適用しない。
法による規制施行後は、定期報告の期間は、3か月又は6か月のどちらになるか。	法の許可を受けた工事に係る定期報告は、法の適用により3か月毎に報告することになる。

3 県政参画電子アンケートの概要

- (1) 実施期間 令和5年4月6日(木)から4月24日(月)まで ※パブリックコメントと同じ期間
- (2) 回答数 429名
- (3) アンケートの概要
 - ・ 法による盛土の規制を現行条例と同水準とする条例改正に4割が適切、法により規制できない工作物及び建設発生土搬出を引き続き条例で規制することに7割以上が必要と回答した。

項目	回答		
	適切	厳しくすべき	分からない
法が規制する面積3000㎡超を現行条例と同水準の面積2000㎡超にすることはどうか。	39.6%	19.8%	40.6%
斜面地の工作物設置、建設発生土搬出を条例独自に規制することはどうか。	必要 76.0%	不要 1.4%	分からない 22.6%

4 今後の予定

- 6月 条例改正案を6月議会に提案、公布日施行(盛土規制に係る規定を削る部分を除く)
- 9月 盛土規制の指定に関する基礎調査の終了
- 10月 規制区域に係る関係市町村への意見聴取
- 12月 県内全域を規制区域に指定(法に基づく盛土規制の開始)、盛土規制を法による規制に一元化

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和5年5月19日
生活環境部

【新規分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	入札方式
緑豊かな自然課 (西部総合事務所 環境建築局)	大山登山道線木道改修工事(2工区)	西伯郡 大山町 大山	株式会社 特研工業 代表取締役 鋪倉 健	182,380,000 円 (予定価格) 196,983,600 円	令和5年3月13日 ~令和5年12月8日	令和5年3月10日	制限付 一般競争入札 (5社)

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和5年5月19日
生活環境部

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
緑豊かな自然課	ヤマタスポーツパーク陸上競技場 改修工事	鳥取市 布勢	長谷川体育施設株式会社 岡山営業所 所長 村田 宏也	(当初契約額) 361,240,000円	令和4年7月20日 ～令和5年3月17日	(当初契約年月日) 令和4年7月20日	
				(第1回変更後契約額) 380,669,300円 (変更額) 19,429,300円	令和4年7月20日 ～令和5年3月27日	(第1回変更契約年月日) 令和5年3月14日	・新しい全天候型舗装材を設置するため不陸整正(剥取り後のくぼみや穴を埋める作業)を行ったところ、想定より材料の使用量が増加したことによる工事費の増。